「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	さつき野駅西地区地区計画
建築物の用途の制限	建築してはならない建築物
	(1) 法別表第2(い)項第1号及び第3号(寄宿舎を除く。)に掲げるもの
	(2) 法別表第2(に)項第6号に掲げるもの
	(3) 法別表第2(へ)項第5号に掲げるもの
	(4) 法別表第2(と)項第4号に掲げるもの
	(5) 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げるもの
	(6) 法別表第2(を)項第2号,第3号及び第5号に掲げるもの
	(7) ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの
建築物の敷地面積の	500 m²
最低限度	
壁面の位置の制限	隣地境界線からは 1.5m,
	道路境界線からは,幅員 12m以上の道路に接する敷地の当該道路に接する部分にあっては3m,幅員 12
	m未満の道路に接する敷地の当該道路に接する部分にあっては 1.5m。
垣又は柵の構造、高	垣又は柵の構造は、道路に面するものは生垣又は高さ 1.5m以下のフェンス等で透視が可能な形状のも
さ,形状又は材料の制	\mathcal{O}_{\circ}
限(高さは道路面から	ただし、幅員 12m以上の道路に面するものは、道路境界線より 0.6m以上離さなければならない。
の高さによる)	ただし, 門柱, 門扉その他これに類するものは, この限りでない。(*1)
盛土の高さの制限	0.3m未満。
(高さは前面道路か	ただし,築山等はこの限りでない。
らの高さによる)	

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先: 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。